「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」等に関するコメント

２０１０ 年 ９ 月 １０ 日
(社)日本経済団体連合会
経 済 基 盤 本 部

１．公正価値で測定する適用範囲

本会計基準（案）は「公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めること」が目的であり、公正価値で測定する資産または負債の範囲などについては、取り扱わないこととしているが、非上場株式や事業用固定資産等といった市場価格がない資産負債の公正価値については、評価の客観性に乏しく恣意性が介在することにより、財務諸表の比較可能性を損なう可能性がある。また、監査人の負荷が高まることや企業の挙証負担が増すことなどを鑑みても、必ずしもコスト・ベネフィットに見合った有用な情報を提供するものではない。よって、公正価値で測定する資産負債の適用範囲は、観察可能な市場がある資産負債に限定し、観察可能な市場がない資産負債（非上場株式や事業用固定資産等）は対象とすべきではないことを敢えて申し上げる。

さらに、負債の公正価値評価については、報告企業の信用リスクの増大に伴い、利益や純資産が増加する「負債のパラドクス」を招き、財務諸表利用者に有用な情報を提供しないことから、反対である。

観察可能な市場がない資産負債について公正価値評価を行うことが妥当でないことは前述したとおりであるが、仮にそれらについて公正価値評価を行う場合、例えば不動産の評価において、公示地価や近隣地域の賃貸料を援用することや、固定資産税評価額等による方法を出口価格として使用することなども認められるべきである。ついては、第三者の証明を得られない場合であっても、企業がそれに準じた手法で算定する方法も認められる旨を、「結論の背景」などに明記していただきたい。

２．公正価値に関する注記事項（会計基準(案)第 17 項(2)）

公正価値を毎期継続して注記している資産について、公正価値のレベル別の内訳の開示を求めるべきではない。「結論の背景」の第 45 項において、国際的な会計基準と同様の注記を行うと記述されているが、このような開示は、国際財務報告基準の公開草案で求められているものの、米国基準では求められていない。したがって、レベル別の開示は、米国基準と同様に公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債（第 17 項(1)）に限定すべきである。

３．四半期財務諸表における注記事項（会計基準(案)第 18 項）

政府が 6 月 18 日に公表した「新成長戦略」において、「四半期報告の大幅簡素化」の方針が謳われている。にもかかわらず、四半期財務諸表において公正価値を注記することとしたものについて、公正価値のレベル別の内訳の記載を求めることには反対する。

４．レベル３の公正価値に係る事項（適用指針(案)第 38 項(1)及び（2））

本適用指針（案）第 38 項（1）①の「また、」以下は、過度に詳細な開示を求めているため、削除すべきである。なお、当該箇所の開示例についても、大幅に簡素化すべきである。

また、第 38 項(2)において、入力数値の感応度分析を求めているが、重要性がある場合は非財務情報で開示すべきとの議論もあり、日本基準としては、時期尚早である。

５．開示例

本適用指針（案）において、業種別の開示例を掲載するなど、各業種・企業の実情に応じた開示について配慮頂いている部分も見受けられるものの、金融機関と事業会社に分けて開示項目を各々規定するなど、より具体的なガイダンスをお願いしたい。

また、レベル区分の判定が明示されていないため、レベル区分が判然としない。多くの企業において、本会計基準（案）に基づく開示は、「金融商品の時価等に関する適用指針」で求められている金融商品となり、その適用指針の開示例で示されている一般的な金融商品の時価の算定方法が、どのレベルに分類されるのか、その判定根拠を明示することによって有用性は高まるものと考えられるため、「金融商品の時価等に関する適用指針」の開示例に沿ったレベル区分の判定に関する具体的な指針を示していただきたい。

以　上